

(金融庁 企業会計審議会 内部統制部会報告資料)

平成17年3月10日
新日本製鐵(株) 関 哲夫

新日鉄における内部統制・リスク管理体制

目 次

| | |
|-----------------------------|-------|
| I. 当社の概要 | 1 頁 |
| II. 当社のコーポレート・ガバナンスの概観 | 2 頁 |
| 1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制 | (2 頁) |
| 2. 当社の内部統制活動の基軸 | (3 頁) |
| III. 当社の内部統制・リスク管理の整備状況 | 4 頁 |
| 1. 内部監査機能 | (4 頁) |
| 2. 監査役監査機能 | (5 頁) |
| IV. 当社の監査役監査の特色 | 5 頁 |
| 1. 監査役監査の基本思想 | (5 頁) |
| 2. 当社の監査役監査の特色 | (6 頁) |
| 3. 監査役監査の具体的実践状況 | (7 頁) |
| 【別 紙】 当社の財務面に係わる内部統制の基本的考え方 | |
| 【参考資料】 | |
| 参考 1. 新日鉄のコーポレート・ガバナンス概観 | |
| 参考 2. 第79期監査報告書 | |
| 参考 3. 監査役監査におけるチェックシート | |

以上

新日鉄における内部統制・リスク管理体制

I. 当社の概要 (平成16年3月末現在)

設立 : 1970(昭和45)年3月、八幡製鐵(株)と富士製鐵(株)の合併により
新日本製鐵(株)発足

本社 : 東京都千代田区大手町2-6-3

資本金 : 4,195億円(発行済み株式総数6,806百万株)

事業内容 : 製鐵事業、エンジニアリング事業、都市開発事業、化学・非鉄素材事業、
システムソリューション事業、その他の事業(電力・サービス等)

製鐵所等 : 八幡、室蘭、釜石、広畑、光、名古屋、堺、君津、大分、東京、研究所、
国内支店(7ヶ所)、海外事務所/駐在所(12ヶ所:8ヶ国)

粗鋼生産量 : 3,014万ト(単独)

売上高 : 2兆9,258億円(連結) 1兆8,618億円(単独)

総資産 : 3兆7,059億円(連結) 2兆6,523億円(単独)

経常利益 : 1,728億円(連結) 1,177億円(単独)

(注)売上高・経常利益は、単位未満の端数は切捨て。

関係会社 : 連結子会社 259社

持分法適用会社 73社

従業員数 : 15,138名(単独) (注) 出向者・嘱託・臨時員を含まず。

役員数 : 取締役 36名、監査役 6名 (注) 平成16年6月26日以降。

会計監査人 : 中央青山監査法人

II. 当社のコーポレート・ガバナンスの概観

1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会を当社事業に精通した取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上を図る一方、社外取締役を含む監査役機能の充実により、経営の健全性の維持・強化を図っている。

また、当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、以下のとおり内部統制・リスク管理体制を整備し運用している。

→【参考1. 新日鉄のコーポレート・ガバナンス概観】

(1) 業務の有効性と効率性の確保

①当社及び当社グループ経営に関わる重要事項について、社内規定に従い、会長・社長・副社長等により構成される「経営会議」（原則、週1回開催）の審議を経て、「取締役会」（毎月1～2回開催）において、執行決定を行う。

②また、経営会議・取締役会に先立つ審議機関として、目的別に経常予算委員会、設備予算委員会、投融資委員会等、合計16の全社委員会を設置している。

③取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役会長・社長の下、業務担当取締役、各部門長らが迅速にこれを行い、併せて、各部門の組織権限、実行責任者、適切な業務手続（ルール）等を社内規程として明確化・社内公知し、内部牽制機能を発揮させている。

(2) 財務報告の信頼性の確保（財務統制）

【別紙. 当社の財務面に係る内部統制の基本的考え方 参照】

①「財務会計基本規程」を中心とする社内規程、マニュアル等に則った各部門長の自律かつ厳正な管理の徹底を基本としつつ、統制機能の有効性、資産評価の適正性、財務報告の信頼性等を確認するために、本社財務部門が、定期的に各部門の取引について、モニタリングを実施している。

②経営の透明性を確保する観点から、IR活動やウェブサイト等を通じた情報発信を行うとともに、平成16年度からは、四半期決算情報の開示を行うなど、適時・適格な開示に努めている。

(3) 法令遵守

①社員一人ひとりが社会的良識をもって行動することの重要性を認識し、「法令遵守及び公正な業務運営の確保が社の基本方針である」旨の経営トップのメッセージ、及び定期的な法務教育等を通じ、全社に徹底している。

②具体的には、社長年頭挨拶等を通じての発信、「やってはならない行為 30NO's」の小冊子の配布・徹底等を実践している。

2. 当社の内部統制活動の基軸

(1) 当社の法令遵守・リスク管理に関する内部統制の日常活動は、各々の業務管掌取締役の管理・執行責任の下、各ライン部門による自主管理・自主点検の実行を基軸とする。

(2) 上記の方針の下、各部門長は、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反行為又は法令適合性に疑義のある行為を認知した場合には、すみやかに内部監査部門（総務部）に報告する義務を負うとともに、遅滞なく監査役にも報告することになっている。

Ⅲ. 当社の内部統制・リスク管理の整備状況

1. 内部監査機能

- (1) 総務部が内部監査機能を担っており、「内部監査規定」に基づき、運用・実行している。
- (2) 総務部は、内部統制・リスク管理体制の遵守・整備状況を定期的に確認するとともに、新たな課題を発掘・検討し、必要に応じて具体的な解決策の策定を担当部門に指示するとともに、その後の進捗管理を行う目的から、「リスクマネジメント委員会」（委員長：総務担当副社長）を設置している。「リスクマネジメント委員会」には、監査役も出席し、業務監査を通じた課題・問題点等を都度指摘している。
- (3) また、内部通報システムとして、「コーポレートライフ相談室」を設置し、業務遂行に関して、社員及びその家族から相談を受け、対処している。
- (4) 当社グループ全体として、広範なリスクへの対応力を強化する観点から、各グループ会社にリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ間との間で、リスク管理に関する情報の共有化や施策の充実を図る等、連結ベースでのリスク管理体制の整備も進めている。
- (5) 当社及び当社グループ会社経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とし、監査役及び顧問弁護士等をメンバーとする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速かつ必要な初期対応を行うことにより、その損害・影響等を最小限に食い止める体制を整備している。

2. 監査役監査機能

- (1) 常勤監査役3人、非常勤監査役（社外監査役）3人の合計6人体制
（定款：7名体制）
- (2) 監査計画の策定・監査報告書の作成等重要な業務については、監査役会等の場を通じて全員で遂行する。
- (3) 日常的な監査業務については、原則として常勤監査役が主体となつて行う。
- (4) 非常勤監査役は、日常監査活動を含め重点的な監査業務を遂行するとともに、特に重要な会議・会合への出席を通じ、経営トップに対する意見表明・意見交換を行う。
- (5) 監査役会は、年間8回程度の開催を目途とし、監査結果等定例以外は適宜議題を設定しており、監査業務遂行上の重要事項の協議・決定、情報共有・意見形成の場として運営している。
- (6) 監査役を補助・サポートする機能として、監査役事務局に4名を配置（男子3名、女子1名）している。

IV. 当社の監査役監査の特色

1. 監査役監査の基本的思想

- (1) 「事後監査・摘発監査」ではなく、「不祥事ゼロ」を目指した「予防監査・見える監査」を主眼としている。
- (2) 株主の負託・社会的信用に応える「行動する監査」「責任を取る監査」を念頭においている。

(参考：当社監査役監査要綱 第2条「監査役の職務」より)

「監査役は、法令または定款に違反する事態を未然に防止し、または、これを速やかに是正する観点から、取締役の執行を監査し、取締役にたいして意見を述べることなどにより、株主の負託に応えるとともに、会社の社会的信用の維持向上に寄与する。」

- (3) 「適法性監査」に留まらず、「妥当性監査」へも踏み込んだモニタリングを実行する。【参考2. 第79期監査報告書】

2. 当社の監査役監査の特色

- (1) 取締役の管理・執行責任の下での各ライン部門の自主点検と、リスク管理に基づく法令遵守・内部統制の機能状況等の監査を実行する。
- (2) 最重要経営課題の実施推進状況についての聴取を通して、取締役の職務執行状況を監査する。
- (3) 監査の方針、監査の視点、重点聴取事項等を事前提示することにより、被監査部門の「気付き」を促す対話型監査を行う。
- (4) 経営トップに対する独立性が高く、企業活動への見識が豊富な純粹社外監査役の参画による的確なアドバイザー監査を実施している。

3. 監査役監査の具体的実践状況（日本監査役協会発行のガイドラインである「監査役監査基準」との対比において）

| 監査役監査基準 | 当社の実践状況 |
|--|---|
| <p>(社外監査役)</p> <p>第5条</p> <p>2. 社外監査役は、その独立性、人的影響等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して、忌憚のない質問をし、又は意見を述べなければならない。</p> | <p>1. 経営トップとの意見交換（4回/年）</p> <p>① 会長・社長との定例意見交換</p> <p>② 社長からの経営概況説明・意見交換</p> <p>2. 製鉄所・支店実地往査参加</p> <p>3. 社外監査役の指摘事項は、すべて全社各部門に紹介（フィードバック）</p> <p>4. 顧問弁護士、公認会計士との直接の打ちあわせにも参加</p> |
| <p>(内部統制システムの整備状況の監査)</p> <p>第15条</p> <p>1. 監査役は、取締役の次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模及び事業内容等に照らして、適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。</p> | <p>平成16年度監査計画</p> <p>II. 業務監査の具体的進め方</p> <p>1. 監査方針に基づく監査項目</p> <p>(2) 内部統制機能の充実</p> <p>① 自主点検等、各部門における内部統制機能の実行状況（原局主義での実務処理状況等）</p> <p>② 横断的な内部統制基本機能の実行状況（財務統制、人事、環境問題対応、品質クレーム対応、機密情報・個人情報漏洩防止等）</p> <p>③ リスクマネジメント委員会、コーポレートライフ相談室、危機管理本部等の活動を通じた、社全体に関わる内部統制機能の実行状況</p> <p>④ グループ会社各社、及びグループ全体に関わる内部統制機能の実行状況</p> |

(監査計画及び業務の分担)

第22条

1. 監査役会は、内部統制システムの整備状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。

平成16年度監査計画

I. 平成16年度監査計画の考え方

2. 監査方針

○昨年に引き続き、「企業の社会的責務の遂行」「内部統制機能の充実」「リスクの未然防止徹底」「グループ連結経営の推進」を基本とし、不祥事の防止、即ち“不祥事ゼロ”を目指した“予防監査”“見える監査”に注力した監査を行う。

○定常的な業務監査・往査、重要案件の執行決定前報告聴取、及び連結グループとしての内部統制状況に関する監査を行う中で、重点的な監査を行う。

II. 業務監査の具体的進め方

2. 業務監査の具体的実施要領

- ① 当該部門の管掌役員より、自らの管掌部門における「チェックシート」ベースの自主点検結果を聴取する。
- ② 上記報告聴取と併せて、自主点検・自主管理の具体的推進状況、リスクの未然防止のための日常業務での新たな工夫・対応等に関し、質疑・確認を行う。
- ③ 以上の報告聴取により、懸念ありと判断した場合は、再度、調査・聴取を行う。
- ④ 平成15年度業務監査等において、監査役が指摘・意見表明した項目の推進状況、及び平成16年度における業績達成状況等、個別に選定した重点テーマに沿った監査を行う。
- ⑤ チェックシート及び重点テーマ共に、往査1ヶ月前までに提示する。

【参考3. チェックシート】

| | |
|---|--|
| <p>2. 監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。</p> <p>4. 監査役会は、監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明する。</p> <p>5. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。</p> | <p>会計監査人との協議・意見交換 定例 4回/年 他適宜実施</p> <p>内部監査部門との協議・意見交換 定常に協議・意見交換を実施 リスクマネジメント委員会で業務監査結果報告</p> <p>会長・社長・全副社長に個別説明、及び取締役会においても説明（平成15年度監査結果と併せて1時間）</p> <p>監査方針及び監査計画について、前年度の監査実績および法改正等を踏まえて、毎年全面的に見直す。</p> |
| <p>(取締役及び使用人からの報告受領)</p> <p>第28条</p> <p>1. 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に対し求めなければならない。</p> <p>2. 前項に定める事項のほか、あらかじめ取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役に求めなければならない。</p> | <p>1. 取締役会における徹底 「商法に規定されている監査役と取締役の主要な関係」の紹介と、特に商法274条ノ2に明定されている〔取締役の監査役に対する報告義務〕がある旨を徹底。</p> <p>平成16年度監査計画</p> <p>II. 業務監査の具体的進め方</p> <p>2. 業務監査の実施要領</p> <p>① 非定例重要事項の報告聴取 (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの未然防止等の観点からの重要案件 ・ 経営に重大な影響を及ぼす事故・事件 ・ 内部監査規程に基づき、総務部に報告のあった案件 ・ コーポレートライフ相談室に通報があり、危惧される重要案件 |

| | |
|---|--|
| | <p>(頻度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行決定前の報告聴取 ・発生した事件等に対し、事実関係・初期対応・再発防止を聴取 |
| <p>(子会社の調査等)</p> <p>第34条</p> <p>4. 第1項の監査役は、内部統制システムが企業集団内においても適切に整備されているかに留意して監査職務を遂行するとともに、企業集団全体の監査環境の整備にも努める。</p> <p>5. 第1項の監査役は、子会社等の監査役等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するように努めなければならない。</p> | <p>平成16年度監査計画</p> <p>II. 業務監査の具体的進め方</p> <p>1. 監査方針に基づく監査項目</p> <p>(2) 内部統制機能の充実</p> <p>④グループ会社各社、及びグループ全体に関する内部統制機能の実行状況</p> <p>具体的な連携</p> <p>各社常勤監査役と個別連絡会(2回/年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査計画、監査実績 ・監査役としての指摘事項、 ・内部統制機能上の課題 ・決算、係争案件等 <p>合同連絡会(2回/年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新日鉄の監査計画説明 ・与信管理等個別トピックス |
| <p>(監査内容等の報告・説明)</p> <p>第41条</p> <p>監査役は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。</p> <p>(代表取締役及び取締役会への報告)</p> <p>第43条</p> <p>1. 監査役及び監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。</p> | <p>平成16年度 監査計画</p> <p>II. 業務監査の具体的進め方</p> <p>2. 業務監査実施にあたっての留意点</p> <p>(4) 監査後のフィードバック及び執行部門との意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会並びにリスクマネジメント委員会への報告 ・代表取締役並びに各部門管掌役員との意見交換 ・社外監査役からの提言・指摘事項等を、事業部・製鉄所等に明示 ・執行部門に対し、監査意見等を書面にてフィードバック |

以上

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第79期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告致します。

1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、法令遵守・リスク管理・内部統制等の状況につき、中期連結経営計画の推進に重点をおいて監査すべく、取締役会及び経営会議に常時出席するほか、取締役及び使用人からの営業報告の聴取、重要文書の閲覧、製鐵所等の実地調査、子会社からの報告の聴取等を実施し、あわせて会計監査人の監査について検討致しました。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続に関しては、上記の監査の方法のほか必要に応じて詳細に調査致しました。

2. 監査の結果

(1) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続についても取締役の義務違反はないと認めます。

(2) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 営業報告書(会計に関する部分以外の部分に限る。)は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 利益処分に関する議案については、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項はありません。

(5) 附属明細書(会計に関する部分以外の部分に限る。)は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項はありません。

平成16年5月21日

新日本製鐵株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)

吉井 毅



監査役(常勤)

正賀 晃



監査役(常勤)

樋口 宗之



監査役

伊藤 助成



監査役

谷川 久



監査役

茅 陽一



(注) 監査役伊藤助成、谷川 久及び茅 陽一は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

作成日

平成**年**月**日

監査役 各位

平成16年度業務監査チェックシート

部門（箇所・部）名

[在籍人員（監査報告時点） **人]

本年度の業務監査に当たり、日常の自主点検を踏まえ、別紙の通り確認致しましたので、ご報告致します。

1. 報告対象期間： 前回報告時点（H**年**月）～今回報告時点（H**年**月）

2. 報告責任者：

| 管掌取締役 | 担当部長 | 担当GL |
|-------|------|------|
| | | |

3. 報告項目目次：

I. 企業の社会的責務の遂行・・・P1～P11

1. 法令遵守、社会的規範遵守

- ①全般、②商法等、③証取法等、④独禁法等、⑤法人税法等、⑥労働法等、⑦環境関連法令、⑧知的財産関連法令、⑨その他法令、⑩社会規範遵守

2. 情報開示

3. 環境保全、資源有効活用

II. 内部統制機能の充実・・・P12～P13

（各部門における内部統制の機能状況）

III. リスクの未然防止徹底・・・P14～P15

- ①品質リスク、②安全・防災リスク、③与受信リスク、④知的財産リスク、⑤機密情報漏洩リスク、⑥その他

(注) チェックシート報告上の留意点

- (1) 当社の内部統制は各部門単位での自主管理を基軸としていることから、今回の報告に当たっては、各部門管掌取締役の管理・執行責任により行われている日常自主点検をベースにお願いします。
- (2) 本チェックシートには、前年度までの監査結果を踏まえ、業務監査において確認すべき項目を記載しています。年間を通じての部門内自主点検としては必要最低限のレベルと認識した上で、日常の点検活動にご活用下さい。
- (3) 各部門が自主点検に通じて自部門の課題、問題点を摘出し、自ら改善アクションを取ることが極めて重要ですので、自主点検が形式的、表面的にならないように十分留意して下さい。
- (4) なお、監査役が今回の報告を聴取する際に、本報告に併せて、日常の自主点検・自主管理の実施状況についても質疑・確認を行います。

以 上

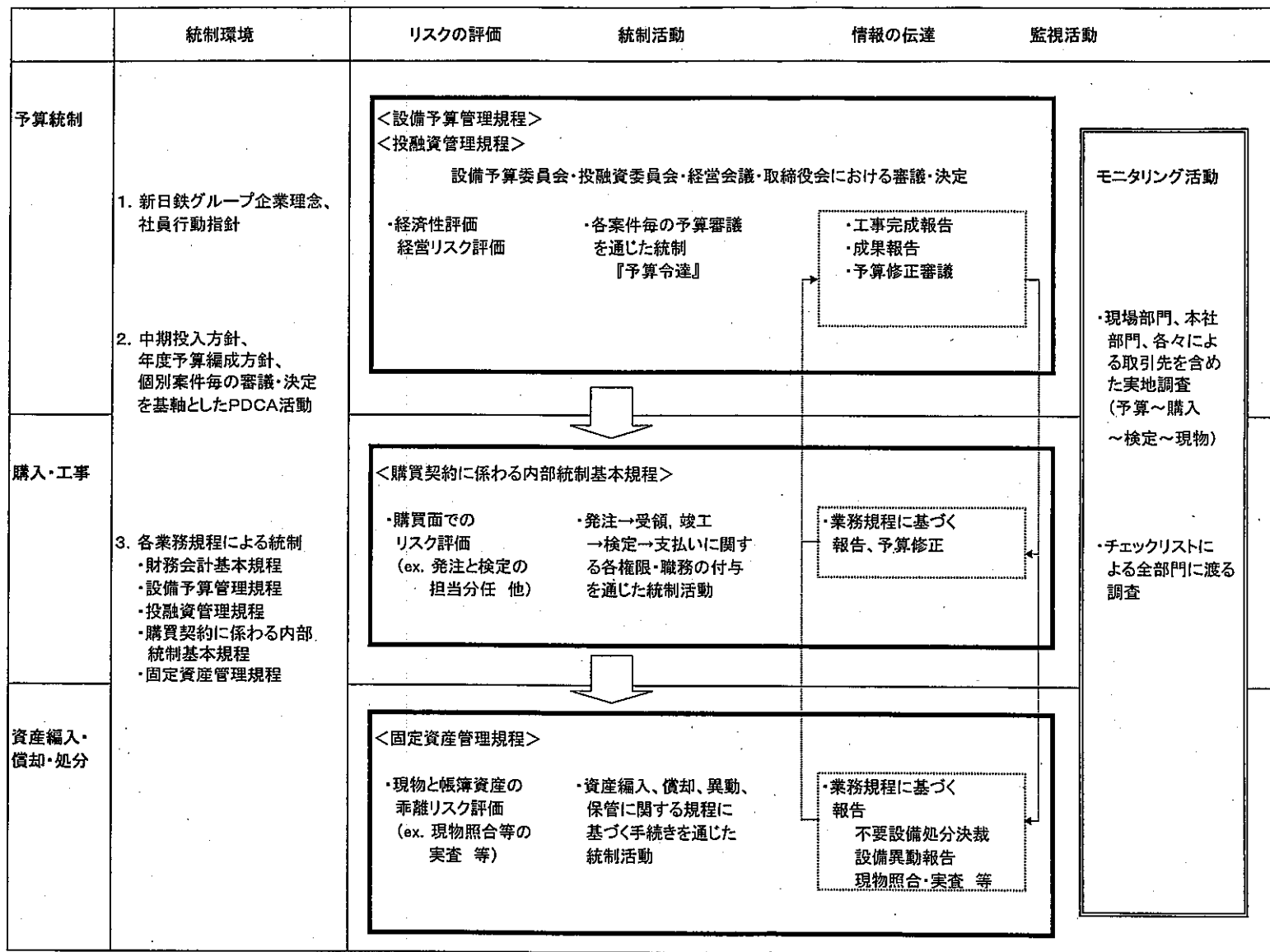
当社の財務面に係る内部統制の基本的考え方

1. 経営の意思決定システムとその決定に基づく業務執行のPDCA
 - ・ 中期計画、年度計画、半期計画を基本とする経営の意思決定システムが体系的・制度的に整えられており、重要な経営判断について、その合理性・妥当性を組織的に十分審議するとともに、決定事項に対する実績フォローとモニタリングを行うことで業務のPDCAを回している。このことにより、経営判断の適正性を確保するとともに、業務執行プロセスにおいても、予算統制等を通じた牽制機能が働くことで業務の適正性が担保されている。
2. 規定・マニュアルに基づく権限や職責の明確化
 - ・ 業務執行における各種リスク評価も踏まえ、規定・マニュアルを体系的に整備することで、権限や職責の付与及び職務の分掌などを明確化するとともに、事後のモニタリング等により、業務執行の適正性を検証している。
3. 内部統制上重要視しているその他の事項
 - ・ 企業理念、社員行動指針によるコンプライアンスの徹底
 - ・ 統制活動の基盤となる会計情報等処理システム（IT）の有効性
 - ・ 事後のモニタリング
 - ・ 公認会計士・監査役による監査所見への的確な対応
 - ・ 連結会社における内部統制（実行状況の把握、指導等）

(参考)

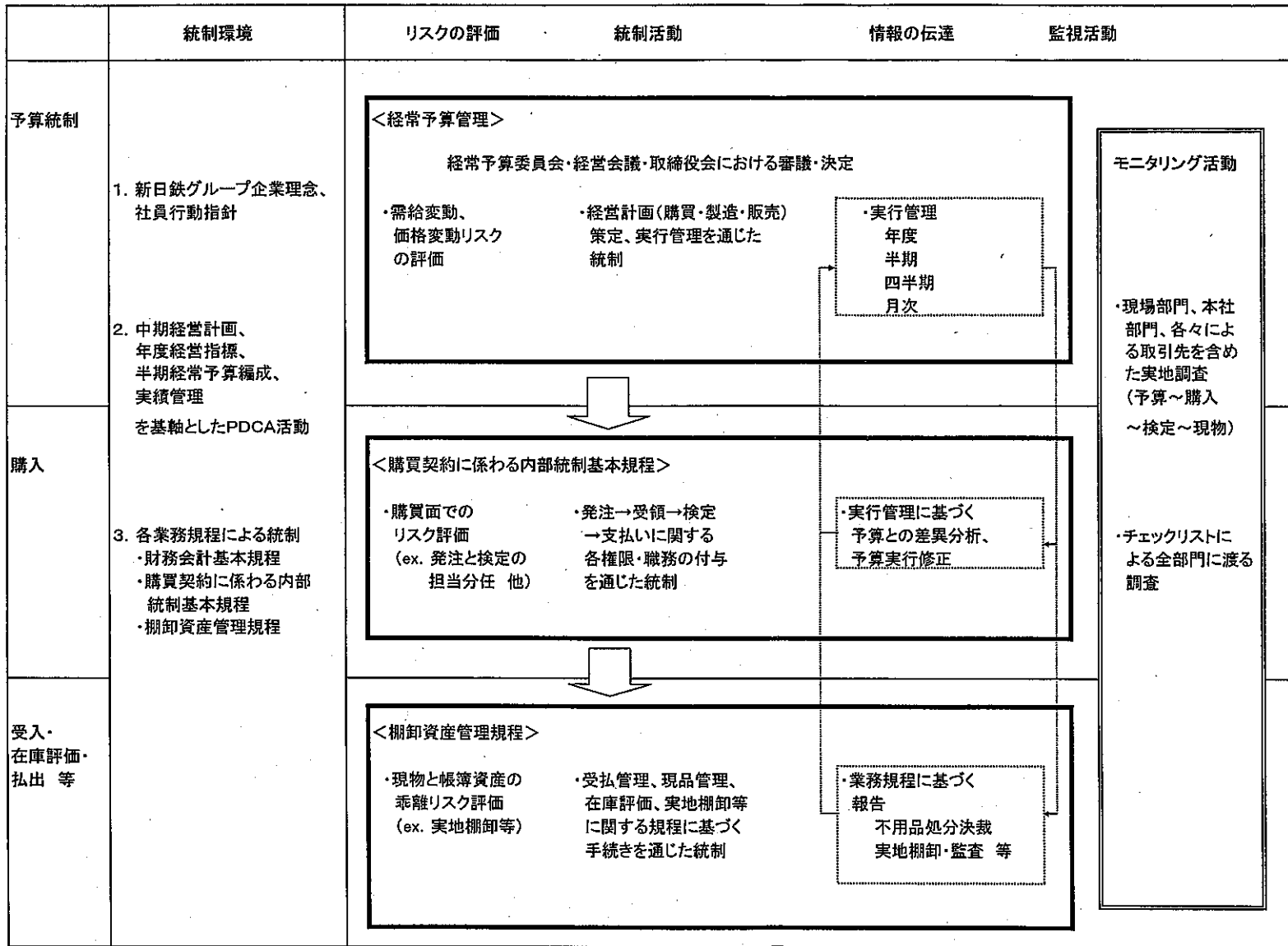
→別紙「固定資産取得・棚卸資産取得に係る内部統制」を参照

固定資産(有形固定資産・投融資)取得等に係わる内部統制



財務諸表の信頼性確保

棚卸資産取得等に係わる内部統制



財務諸表の信頼性確保